

(宛先)新潟市長

移住支援金交付申請書兼実績報告書

新潟市移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名・印			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 交付申請額・実績報告額 円

3 移住支援金の内容(該当するものに○を付けてください)

単身・世帯	A. 単身	B. 世帯	B. 世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類	A. 就業	B. 起業		

4 各種確認事項(該当するものに○を付けてください)

別紙1「移住支援金に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「移住支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、本市に居住し、かつ就業・起業事業を継続する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(2人以上の世帯の場合は世帯員全てが) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する

※各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 転出元の住所

住所	〒
----	---

6 (東京23区の在勤者に該当した場合のみ記載)東京23区への在勤履歴

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

7 補助金の振込口座

銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・その他	
	支店 本店
預金種別 普通(総合) ・ 当座 ・ 貯蓄	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※補助金の申請者と口座名義人が異なる場合は別途委任状が必要です。

8 添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②別紙1 (誓約事項)、別紙2 (個人情報取扱)
- ③移住元の住民票除票の写し (2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む)
- ④振込先が確認できる預金通帳の写し
- ⑤就業先企業等の就業証明書 (様式2) 又は起業支援金の交付決定通知書の写し

【場合により必要となる書類】

<雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>

- ⑥東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可

<個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>

- ⑦開業届出済証明書等 (移住元での在勤地を確認できる書類)
- ⑧個人事業等の納税証明書 (移住元での在勤期間を確認できる書類)

移住支援金に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟市及び新潟県から報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 移住支援金の居住地等その他移住支援金に係る要件をチェックするため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類を確認することに同意します。
- 3 以下の場合には、新潟市移住支援金交付要綱第12条又は第13条の規定に基づき、速やかに新潟市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に新潟市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に新潟市以外の市区町村に転出した場合：半額

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名 _____ 印

移住支援金に係る個人情報の取扱い

新潟市及び新潟県は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、新潟市及び新潟県が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟市及び新潟県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。